

流通木材の合法性確認システム利用規約

目次

第1章 総則（第1条及び第2条）

第2章 システムの利用（第3条から第6条まで）

第3章 システム等の管理（第7条から第9条まで）

第4章 情報の取扱い（第10条から第13条まで）

第5章 雑則（第14条から第17条まで）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は林野庁木材利用課（以下「木材利用課」といいます。）が所有する流通木材の合法性確認システム（以下「システム」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 この規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- （1）「流通木材の合法性確認システム」とは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」といいます）に基づく情報の伝達や記録の保存、報告書の作成等を汎用的に行う情報システムをいいます。
- （2）「システム利用者」とは、システムを利用してクリーンウッド法に係る業務等を行う事業者等（素材生産販売事業者、木材関連事業者等）、利用行政庁又はシステムを利用して登録木材関連事業者からの報告書等を受領する登録実施機関をいいます。
- （3）上記（5）の「利用行政庁」とは、システムを利用して、クリーンウッド法に基づく事務を処理する行政庁及び当該行政庁が適切と判断した目的の範囲内で情報を提供することとした行政庁をいいます。
- （4）「ログインID」とは、システムの利用者を識別するための識別コードをいいます。
- （5）「パスワード」とは、ログインIDを提示した利用者が正当な利用者であるか否かを検証するための主体認証コードをいいます。

第2章 システムの利用

（システム利用者の責任）

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、以下の各号に掲げる情報をもってシステムを利用し、システムの利用に伴って生じる通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、木材利用課に対していかなる責任も負担させないものとします。

（1）ログインID及びパスワード

（2）システム操作説明書（以下「操作説明書」といいます。）

2 システム利用者は、システム利用申込時の申請登録内容に変更が生じたときは、必要に応じて、

速やかに、申込先である木材利用課にその旨を通知するものとします。また、通知を受けた木材利用課は、当該システムを利用する申請事業者等の登録内容を変更又は抹消するものとします。

- 3 システム利用者は、必ずシステムの画面上において自己の行った処理の状況の確認を行うものとします。
- 4 システム利用者が、自己の行った処理の状況の確認を行わなかった結果、本人又は第三者が被った損害については、木材利用課は一切の責任を負いません。

(システムに関する知的所有権)

第4条、木材利用課がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約、操作説明書及びセキュリティ・マニュアルを含む。以下同じです。)に関する著作権及び著作人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、木材利用課に帰属します。

2 システム利用者は、システムの利用に際し、木材利用課がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次のとおり扱うものとします。

- (1) 本規約に従ってシステムを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリング(ソフトウェアの開発工程を逆にたどり、その構造や機能を解析して、製品に機能を反映させること。)等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (4) 木材利用課又は木材利用課の指定する者が表示した著作権表示又は商標表示等の財産権表示を削除又は変更しないこと。

(システムの利用可能時間)

第5条 システムは、原則として24時間年間を通じて利用可能とします。ただし、機器メンテナンス等により、システムの利用を停止する場合があります。なお、緊急を要する場合は、事前に通告することなくシステムの利用を停止することがあります。

(禁止事項)

第6条 システム利用者は、システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
- (2) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) システムへの不正アクセス及びウィルス感染ファイルを故意に送付すること。
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) 前四号のほか、システムの運用において支障を及ぼす又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 木材利用課は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のログインIDによるシステムの利用を直ちに停止させます。

第3章 システム等の管理

(設備等)

第7条 システム利用者は、システムを利用するために必要なすべての機器等（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとします。当該機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

2 システムを利用するために必要な通信経費、その他システムの利用に係る一切の経費は、システム利用者及び利用行政庁の負担とします。

(非常事態等における利用の制限)

第8条 木材利用課は、天災、事変その他の非常事態の発生又はシステムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システムの利用を停止又は制限することがあります。

2 木材利用課は、システムの利用が著しく集中した場合には、システムの利用を制限することができるものとします。

(システムの保証等)

第9条 木材利用課は、システムの提供の遅延、中断又は停止が発生し、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第4章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第10条 システムで利用する個人情報については、個人情報保護法等関連法令に基づき、木材利用課において適切に取り扱うものとします。

(保有する情報の範囲)

第11条 システムの運用に当たって保有するシステム利用者の情報は、クリーンウッド法に基づき記録・保存・伝達した情報、各種報告、及びその他任意で記録した関連データ、システム利用者に関する事業者名（名称）、代表者名、所在地、法人番号（法人のみ）、システム利用者の氏名・部署・グループ名、電話番号及び電子メールアドレスとします。

(利用目的)

第12条 システムで保有する情報は、次の目的で利用します。

(1) クリーンウッド法第12条に基づき主務大臣へ報告された合法性確認木材等の量の報告（定期報告）及び登録木材関連事業者が登録実施機関へ行う取組状況の報告（年度報告）に関するデータについては、特定の法人等の識別ができない形で全体のとりまとめ結果を公表するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図る目的のために政策の企画・立案の資料として利用する場合があります。

(2) クリーンウッド法に基づき記録・保存・伝達した情報、及びその他任意で記録した関連データについては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図る目的のために政策の企画・立案

の資料として利用する場合があります。

(3) システム利用者のうち申請事業者名(名称)、代表者名、所在地、法人番号(法人のみ)、については、システム利用に係る申請内容の確認に利用します。

(4) システム利用者の氏名・部署・グループ名、電話番号、電子メールアドレスについては、システム利用に関する通知及びシステム利用者と直接連絡をとる必要が生じた場合に利用します。

(利用及び提供の制限)

第13条 システムに係る情報は、法令に基づく場合等を除き、第12条に定める利用目的以外の利用又は第三者への提供はいたしません。

第5章 雑則

(操作説明書及びセキュリティ・マニュアル)

第14条 この規約を実施するために必要な操作説明書及びセキュリティ・マニュアル等は、別に定めます。

(証跡の管理)

第15条 木材利用課は、システムに関する情報セキュリティの確保とシステムエラー等の確認・対応するため、システム利用者のシステムの利用に関する証跡(ログ)を取得、保存、点検及び分析することがあります。

(合意管轄裁判所)

第16条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。

2 システムの利用に関連して、木材利用課又は利用行政庁とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(利用規約の改正)

第17条 木材利用課は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2 システム利用者は、システムを利用するときは、施行されている改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。